

後期高齢者医療保険料の 保険料率が変わります

【詳細】

医療助成課 ☎381-1403
北海道後期高齢者医療広域連合
☎290-5601

後期高齢者医療保険料率は、2年に一度見直されます。令和8・9年度の保険料率は、下表のとおりです。
個人ごとの保険料額は、6月に届く保険料額決定通知書でご確認ください。

●子ども・子育て支援金制度が始まります

令和8年度から新たに導入される子育て世代への支援を充実させ、社会全体で子育てを支える制度です。

この制度の実施に伴い、後期高齢者医療制度においても、保険料と合わせて負担いただくこととなります。



▼ 保険料率

	医療分			子ども分
	令和6・7年度	令和8・9年度	差	令和8年度
均等割 (被保険者全員が等しく負担)	52,953円/年	59,963円/年	7,010円増	1,364円/年
所得割 (被保険者の前年の所得に応じて負担)	11.79%/年	11.61%/年	0.18ポイント減	0.28%/年
限度額 (1年間の上限額)	800,000円/年	850,000円/年	50,000円増	21,000円/年

▼ 保険料の計算方法

<p style="text-align: center;">均等割</p> <p>【医療分】 59,963円</p> <p>【子ども分】 1,364円</p>	+	<p style="text-align: center;">所得割</p> <p>【医療分】 (前年所得-最大430,000円※) × 11.61%</p> <p>【子ども分】 (前年所得-最大430,000円※) × 0.28%</p>	=	<p style="text-align: center;">1年間の保険料</p> <p>医療分と子ども分を合わせた額 (100円未満切り捨て)</p> <p>【医療分】 限度額 850,000円</p> <p>【子ども分】 限度額 21,000円</p>
---	---	---	---	--

※前年の所得金額により控除額が異なる場合があります

「個人情報保護制度」、「情報公開制度」と「情報公開コーナー」

【詳細】 総務部 総務課 ☎381-1005

● 個人情報保護制度

市が保有する個人情報は、個人情報保護制度により具体的な管理ルールが定められており、自己の情報の開示や訂正などを求めることができます。

自己に関する個人情報の開示の請求は、どなたでも行うことができ、閲覧は無料です（複写などは実費）。

令和7年度の開示請求の処理状況は、下表のとおりです。

区分	決定件数
全部開示	8 (15) 件
一部開示	10 件
不開示	1 件
計	19 (15) 件

※()内は職員採用試験結果の開示件数

● 情報公開制度

市が保有する文書や情報を、皆さんからの求めに応じて公開する制度です。この制度によって、市民参加による公正で開かれた市政の推進を目指します。

情報公開の請求は、どなたでも行うことができ、閲覧は無料です（複写などは実費）。

令和7年度の情報公開請求の処理状況は、下表のとおりです。

区分	決定件数
全部公開	9 件
一部公開	10 件
非公開	0 件
不存在	2 件
計	21 件

● 情報公開コーナー

市役所本庁舎1階市民相談室横の情報公開コーナーでは、行政情報に関する冊子などを閲覧することができます。お気軽にご利用ください。



